

お客さま 各位

## 「まごころ定期預金規定」の改正について

平素は、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、弊庫では、まごころ定期預金の取扱いを定めた「まごころ定期預金規定」につきまして、以下のとおり改正させていただきますこととしましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店舗の窓口までお問い合わせください。

## 【まごころ定期預金規定の改正内容】 改正日：令和7年2月26日（適用日：令和6年11月1日）

新	旧
<p>4.（限度額等）</p> <p>この預金の預入限度額は <u>500万円</u> で、1口10万円以上のお取扱いとなります。また、この預金は原則として年金をお受取りになる普通預金の総合口座定期預金としてお取扱いします。未成年者等のやむを得ない事由で総合口座定期預金としてお取扱いできない場合は、証書でのお取扱いとなります。</p>	<p>4.（限度額等）</p> <p>この預金の預入限度額は <u>300万円</u> で、1口10万円以上のお取扱いとなります。また、この預金は原則として年金をお受取りになる普通預金の総合口座定期預金としてお取扱いします。未成年者等のやむを得ない事由で総合口座定期預金としてお取扱いできない場合は、証書でのお取扱いとなります。</p>
<p>5.（適用金利）</p> <p>この預金の適用金利は、預入日における <u>1年もののスーパー定期の利率に当金庫の店頭に掲示する利率を上乗せした利率</u> とします。なお、この <u>上乗せ利率</u> は金融情勢に応じて変更します。</p>	<p>5.（適用金利）</p> <p>この預金の適用金利は、預入日における <u>当金庫の店頭に掲示する利率</u> とします。なお、この利率は金融情勢に応じて変更します。</p>
<p>6.（自動継続）</p> <p>(1)この預金は通帳(証書)記載の満期日に自動的に前回と同一の期間のこの預金に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>ただし、当金庫で公的年金を受給されなくなった場合には、その後最初に到来する満期日にこの預金を払い出すものとします。</p> <p>(2)この預金の継続後の適用金利は、継続日における <u>1年もののスーパー定期の利率に、当金庫の店頭に掲示する利率を上乗せした利率</u> とします。なお、この <u>上乗せ利率</u> は金融情勢に応じて変更します。</p>	<p>6.（自動継続）</p> <p>(1)この預金は通帳(証書)記載の満期日に自動的に前回と同一の期間のこの預金に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p>ただし、当金庫で公的年金を受給されなくなった場合には、その後最初に到来する満期日にこの預金を払い出すものとします。</p> <p>(2)この預金の継続後の利率は、継続日における <u>当金庫の店頭に掲示する利率</u> とします。なお、この利率は金融情勢に応じて変更します。</p>

規定の全文につきましては、弊庫ホームページをご確認ください。